

## 虐待の防止のための指針

### (虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 当法人では、高齢者・障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、高齢者・障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者・障害者虐待の防止とともに高齢者・障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者・障害者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません（別表1参照）。

- i **身体的虐待**： 高齢者・障害者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii **介護・世話の放棄・放任**： 高齢者・障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者・障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii **心理的虐待**： 高齢者・障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者・障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv **性的虐待**： 高齢者・障害者にわいせつな行為をすること又は高齢者・障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- v **経済的虐待**： 高齢者・障害者の財産を不当に処分することその他当該高齢者・障害者から不当に財産上の利益を得ること。

### (虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項について)

第2 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。また、「虐待防止検討委員会」は「身体的拘束等適正化検討委員会」を兼ねるものとし、以下「虐待」とは「身体拘束」を含むものとします。

- なお、本委員会の運営責任者は当法人の取締役とし、管理者、各施設リーダーを「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。
- 2 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
  - 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
  - 4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。
  - 5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
    - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
    - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
    - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 身体拘束を行う場合の手続きに関すること

#### (虐待の防止のための職員研修等に関する基本方針)

第3 職員に対する「虐待の防止（及び身体拘束禁止）のための研修」の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策
- ・ 身体拘束禁止や例外が認められる場合に関する理解

3 実施は、オンラインを含め年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5 前4項による研修のほか、法人内各事業所において虐待発見のためのチェックリスト（別表2及び3）を活用して、虐待の早期発見に努めます。

#### (虐待またはその疑い<以下「虐待等」という>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### (虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。

虐待者が担当者本人であった場合は、その他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口等を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があ

った場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。その際には【様式1】を使用します。

- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

#### **(利用者家族等による虐待を把握した場合の相談・報告体制に関する事項)**

- 第6 職員等が利用者家族等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。担当者は直ちに上席へ連絡し、「虐待防止検討委員会」を開催し、法人として対応を行います。この場合の記録は【様式1】を使用します。
- 2 「虐待防止検討委員会」において事案の担当を決定し、虐待を把握した経緯に関して職員への聞き取りを行い、時系列で概要を整理します。これに基づき、各区高齢・障害支援担当、各地区地域包括支援センター等と連携し速やかに対応できるようにします。

#### **(やむを得ず身体拘束を行う場合に関する事項)**

- 第7 サービス提供に当たり身体拘束等利用者の行動制限を行うことは認められません。ただし下記要件の下でやむを得ず認めることがあります。
  - ① 切迫性があること 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
  - ② 非代替性があること 身体拘束その他の行動制限以外の代替手段がないこと
  - ③ 一時性があること 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- 2 職員等が利用者に対し身体拘束を行おうとする場合においては、担当者へ報告を行います。担当者が身体拘束が必要と判断する場合には「虐待防止検討委員会」を開催し要件の充足に関して検討します。
- 3 「虐待防止検討委員会」において身体拘束を必要と判断する場合には、担当者は利用者又は家族等に【様式2】を交付し上記要件に関して説明を行うものとします。承諾に関してサインをいただくものとします。

- 4 身体拘束の必要がなくなった場合には速やかに拘束を解き、利用者又は家族に対して【様式4】を交付して説明を行い、承諾を得てサインをしてもらいます。
- 5 上記の身体拘束を行う際には【様式3】等を用いて随時必要性の検討を行うとともに経過を記録し、事後に「虐待防止検討委員会」において再検討を行うものとします。

#### **(成年後見制度の利用支援に関する事項)**

第8 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

#### **(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)**

- 第9 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
  - 3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
  - 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

#### **(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)**

第10 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

#### **(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)**

第11 第3に定める研修会のほか、各区高齢・障害者支援担当、各地区地域包括支援センター、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会、基幹相談支援センター等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

#### **附則**

この指針は、令和4年11月15日より施行する。

この指針は、令和5年12月20日より施行する。

この指針は、令和6年2月8日より施行する。

別表 1

厚生労働省 高齢者・障害者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者・障害者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為 ※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。 など</li> </ul> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者・障害者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断やサービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食させる。 など</li> </ul> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者・障害者の生活環境・身体や精神的症状を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい汚れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など</li> </ul> <p>② 高齢者・障害者の状態に応じた治療や介護を怠り、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など</li> </ul>

区分	具体的な例
	<p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者・障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・必要なめがね、義歯、補聴器、福祉用具等があっても使用させない。 など</li> </ul> <p>④ 高齢者・障害者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者・障害者に対して、何ら予防的手立てをしめない。 など</li> </ul> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
iii 心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言いつつ脅す。 など</li> </ul> <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象や障害状況に伴う言動等を嘲笑う。</li> <li>・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。</li> <li>・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など</li> </ul> <p>③ 高齢者・障害者や家族の存在、行為を否定、無視するような発言や態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。</li> <li>・他の利用者に高齢者・障害者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・高齢者・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・高齢者・障害者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者やらせる）。 など</li> </ul> <p>④ 高齢者・障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</li> </ul> <p>⑥ 心理的に高齢者・障害者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</li> <li>・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など</li> </ul>

区分	具体的な例
	<p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など</li> </ul>
iv 性的虐待防止	<p>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要したりする。</li> <li>・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。</li> <li>・わいせつな映像や写真をみせる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする。</li> <li>・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など</li> </ul>
v 経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者・障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など</li> </ul>

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者・障害者の身体に接触しなくても、高齢者・障害者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

別表2

## 高齢者虐待の兆候を示すサイン例一覧

<b>◎ 身体的虐待</b>	<input type="checkbox"/> 自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつきなどがみられる
<input type="checkbox"/> 体に不自然な傷やアザがある	<input type="checkbox"/> 過度の恐怖心、脅えを示す
<input type="checkbox"/> 傷やアザに対する説明のつじつまが合わない	<input type="checkbox"/> 恐怖、苦痛、不満などを、いかにもオーバーに表現する
<input type="checkbox"/> 回復状態が様々な傷、アザがある	<input type="checkbox"/> 睡眠障害(不眠、過眠、悪夢)などがある
<input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮などに傷がある	<input type="checkbox"/> 食欲不振、過食、拒食などがみられる
<input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中などにやけどの跡がある	<input type="checkbox"/> 不自然な体重の増減がある
<input type="checkbox"/> わずかなことにおびえやすい(情緒不安定)	<b>◎ 性的虐待</b>
<input type="checkbox"/> 「家にいたくない」、「けられる」などの訴えがある	<input type="checkbox"/> 肛門や生殖器に異常(出血、傷、痛み、痒みなど)がある
<input type="checkbox"/> 家族が側にいる時と、いない時では、態度や表情がはっきり違う	<input type="checkbox"/> 肛門や生殖器についての話題や援助を避けたがる
<input type="checkbox"/> 何かを聞かれて、答えるたびごとに、家族の顔色をうかがう	<input type="checkbox"/> 座位や歩行が不自然であったり、困難なときがある
<input type="checkbox"/> 家族が福祉、保健、介護関係の担当者に接触することをためらう	<input type="checkbox"/> 理由を明確にしないで、入浴やトイレなどの介助を突然拒否する
<input type="checkbox"/> 脱水状態にある	<b>◎ 経済的虐待</b>
<input type="checkbox"/> 体に縛られた跡や拘束された証拠がある	<input type="checkbox"/> 「年金を取り上げられた」と訴える
<b>◎ 世話の放棄・放任</b>	<input type="checkbox"/> 「預金通帳がない」、「お金を盗られた」と言う
<input type="checkbox"/> 部屋、住居が極めて非衛生的、異臭を放っている	<input type="checkbox"/> 介護サービスの利用料や生活費の支払いなどに滞りがある
<input type="checkbox"/> 部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している	<input type="checkbox"/> 必要と思われる受診や介護サービスが、家族の理由で受けられない
<input type="checkbox"/> 髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている	<input type="checkbox"/> 衣食住にお金がかけていない
<input type="checkbox"/> 下着や衣服がぬれたり、汚れたりしたままとなっている	<input type="checkbox"/> 身に覚えのない借金の取立人が訪れる
<input type="checkbox"/> 身体にかなりの異臭がする	<input type="checkbox"/> 本人が急に現金を持たなくなる
<input type="checkbox"/> かなりの程度の潰瘍や、じよくそうができています	<input type="checkbox"/> 高価な所有物が知らない間になくなっている
<input type="checkbox"/> 家族から世話や介護に拒否的な発言がある	<b>◎ 養護者(介護者)からのサイン</b>
<input type="checkbox"/> デイサービスなど利用後に「帰りたくない」などの言葉がきかれる	<input type="checkbox"/> 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
<input type="checkbox"/> 外での食事のときに一気に食べたり、飲んだりする	<input type="checkbox"/> 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
<input type="checkbox"/> 食事を作ろうとしても、冷蔵庫に材料が用意されていない	<input type="checkbox"/> 家族が福祉、保健、介護関係の担当者と接触することをためらう
<input type="checkbox"/> 介護者が介護している様子が乱暴だと感じる(冷淡、無関心を含む)	<input type="checkbox"/> 高齢者に対して、冷淡な態度や無関心さが見られる
<input type="checkbox"/> 家族が他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法にこだわる	<input type="checkbox"/> 高齢者への質問に家族がすべて答えてしまう
<input type="checkbox"/> 家族が福祉、保健、介護関係の担当者と接触することをためらう	<input type="checkbox"/> 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばする
<input type="checkbox"/> 健康に関心がなく、病状が明らかでも受診させない	<input type="checkbox"/> 家族が高齢者に面会をさせない
<input type="checkbox"/> 必要な薬を飲んでいない、介助していない	<input type="checkbox"/> 訪ねても高齢者が家にいない
<input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道が止められたり、家賃を滞納している	<b>◎ 地域からのサイン</b>
<input type="checkbox"/> かぎのかかった部屋に入れられている	<input type="checkbox"/> 家の中から、家族の怒鳴り声や、高齢者の悲鳴が聞こえる
<b>◎ 心理的虐待</b>	<input type="checkbox"/> 家の中から、物を投げる音や、物が壊れる音がする
<input type="checkbox"/> 強い無力感、抑うつや、あきらめ、投げやりな態度がみられる	<input type="checkbox"/> 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる
<input type="checkbox"/> 意気消沈して、よく泣いたり、涙ぐんだりする	<input type="checkbox"/> 昼間でも、雨戸が閉まったままになっている
<input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、動き回ったり、異常によくおしゃべりする	<input type="checkbox"/> 家族と同居する高齢者が、コンビニやスーパーで、一人分のお弁当を頻繁に買う
	<input type="checkbox"/> 配食サービスなどで届けられた食事がとられていない
	<input type="checkbox"/> 道路にじっと座り込んだり、徘徊している



# 障害者虐待発見チェックリスト

## 《身体的虐待のサイン》

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

## 《放棄・放任のサイン》

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

## 《性的虐待のサイン》

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

## 《経済的虐待のサイン》

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※ 厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

## 《心理的虐待のサイン》

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする